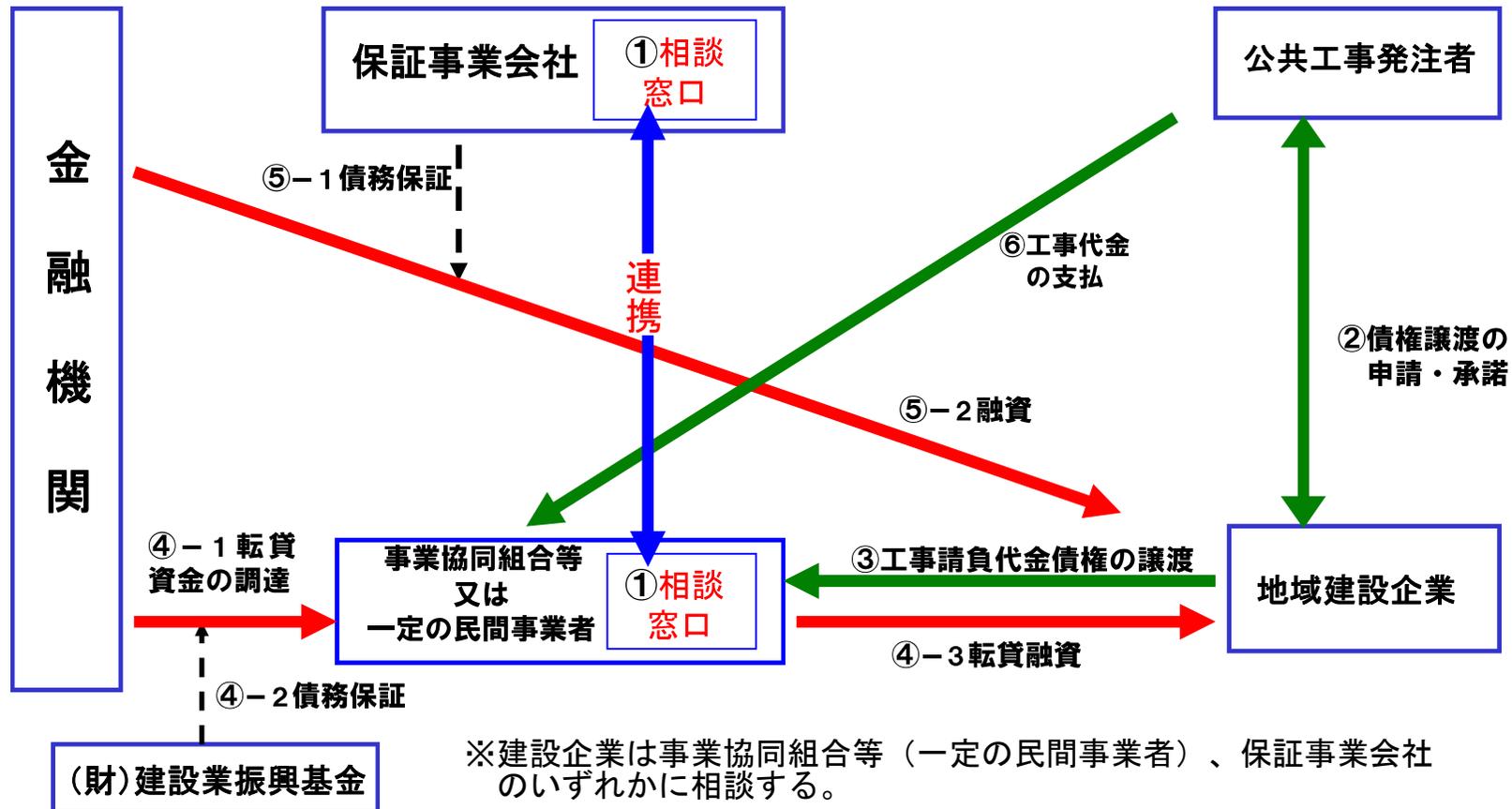


# 地域建設業経営強化融資制度

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進。



※建設企業は事業協同組合等（一定の民間事業者）、保証事業会社のいずれかに相談する。

※建設企業は発注者の承諾を得て事業協同組合等（一定の民間事業者）に対し債権譲渡する。

※建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることにより、出来高を超える部分を含め融資を受けることができる。